

JForest 森林組合だより

第 41 号
令和 7 年 1 月
発行所
木曾南部森林組合
Tel ** 55 - 3801

組合長年頭の挨拶

あけましておめでとうございます。
皆様におかれましては健やかで希望に満ちた新春を迎えられたこととお慶び申し上げます。
組合員をはじめ関係各位には、日頃から当組合の運営に格別なるご支援とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
昨年を振り返ってみますと、新年早々に能登半島地震をはじめ夏には巨大地震注意が発表されました。また、各地で線状降水帯の発生による集中豪雨によって土石流災害が発生しました。改めて自然災害の脅威を認識するとともに、本年が平穏な年になることを祈念するところです。

林業は伐採・植栽・育林を繰り返して木材を利用しつつ森林を健全に維持して行くことですが、伐採し収益を得るまでには長い年月と経費が必要です。こうした中、CO₂を吸収し地球温暖化防止に貢献していることから国が排出量や吸収量を認証する制度（Jクレジット制度）があり、認証を受けたクレジットを販売することができます。今後こうした制度を組合員の皆さんと情報共有しながら導入を検討して行く必要があると思っています。

さて、昨今あらゆる業界で担い手不足が叫ばれています。こうした中ではありますが当森林組合ではお陰様で大変技術力の高い技能職員が在籍し多様な森林整備の要請に応えております。

しかし、将来を見据えると林業技術者の確保は厳しいものがあると思います。そこで経営基盤の強化を進め、待遇改善などの雇用環境の改善を図っていきたいと考えております。

今年度の職員採用については総務課に1名採用しました。事務所の職員体制も充実しておりますので、森林整備をはじめ木の処理・見積や相談などお気軽にご連絡ください。

結びにあたり、皆様にとってこの一年が健康で明るい年になりますようご祈念申し上げます。

代表理事組合長
坂家 重吉

組合員名義変更 ・住所変更について

組合員の皆様には、日ごろから組合業務推進に対しご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。当組合も平成19年の合併以来17年を経過しております。この間に組合員の名義変更や住所変更があった方は変更の手続きが必要となります。必要な書類を送付いたしますので、森林組合までご連絡下さい。

組合員の皆様には、お手数をおかけすることとなりますが、組合業務へのご理解ご協力を何とぞよろしくお願い致します。



新しい仲間が増えました

昨年11月1日付けで木曾南部森林組合総務課に配属されました塚澤佑馬です。

出身は上松町です。大学を卒業して東京でコンクリートの品質管理の仕事に携わっていましたが、自然に囲まれた地元である木曾で林業に関わる職業に挑戦したいと思い森林組合に就職いたしました。

森林組合の一員として少しでも早く一人前になれるよう頑張りますので皆様よろしくお願いたします。



技能職員募集

森林組合では現場で森林整備業務を行う技能職員を募集しています。

山の仕事は大変ですが、やりがいもあります。何より地球環境を守ることに携わることが出来る仕事です。

四季折々の季節を感じながら自然の中で仕事をしてみませんか。

やさしく、そして頼りになる先輩があなたを待っています！

働いてみたい、ちょっと話を聞いてみたいと思われる方、お問い合わせください。

問い合わせ先
木曾南部森林組合
Tel ※※55-3801



森林保険に加入しませんか

森林保険は森林について火災・気象災害及び噴火による損害を対象として行う保険事業であり、森林のもつ多面的機能の発揮及び林業経営の安定に寄与しています。

森林は御承知のとおり、洪水の緩和や土砂の流出、崩壊を防ぐなどの国土保安、湧水を緩和し降水の利用効率を高めるなどの水源林の涵養、地球温暖化防止対策等公益的機能の発揮を通して国民生活と深く結びついていることは言うまでもありません。

自然災害は防御できないだけに、各自で守らなければなりません。早いうちに、保険に加入されることをお勧めいたします。火災・風害をはじめ8つの災害が対象です。

- ①火災＝山火事で受けた損害
- ②風害＝暴風による幹折れなどの災害
- ③水害＝豪雨・洪水等による埋没、水没、流失などの損害
- ④雪害＝大量積雪による幹折れ、根返りなどの損害
- ⑤干害＝乾燥による枯死などの損害
- ⑥凍害＝凍結、寒風による枯死などの損害
- ⑦潮害＝潮風・湖水浸水による枯死等の損害
- ⑧噴火＝火山噴火による焼損、幹折れ、埋没、根返り等の損害

*ご相談は森林組合までご連絡下さい。

